

廃棄物処理施設整備計画について

平成15年10月10日
閣議決定案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の3第1項に規定する廃棄物処理施設整備計画を、平成15年度から平成19年度までを計画期間として次のとおり定める。

1 廃棄物処理施設の整備に係る計画の改革

これまで我が国では、年々増加する廃棄物の排出量を背景に廃棄物処理施設の整備を緊急に行う必要があったことから、廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和47年法律第95号）に基づき計画を策定し、これに従って廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を図ってきたところである。

しかし、現在では、循環型社会の形成を図る観点から、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画」や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に基づき策定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）において、廃棄物の排出量や最終処分量を現状よりも減少させる廃棄物の減量化の目標量を設定し、この達成に向けた施策の実施が求められている。また、廃棄物処理施

設の整備に当たっては、これまでの処理能力の増加を目指した対応から、再生利用、有害廃棄物の適正処理、生活排水対策など、質的な面をより重視した対応への転換が必要となっている。

このため、新たに廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）を基本方針に即して定めることとするとともに、その内容の重点を、従来の事業量から、廃棄物処理施設の整備に係る事業の実施により得られる成果へと変更することとした。

整備計画においては、循環型社会の形成に向け計画期間中に廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を、国民に明らかにする。

また、地域住民等の理解と協力の確保、既存の廃棄物処理施設の有効活用、公共事業の入札及び契約の適正化、技術開発等による費用の縮減その他廃棄物処理施設整備事業を効果的かつ効率的に実施するために求められる廃棄物処理施設の整備に関する改革の方向性を国民に明らかにする。

2 整備計画の実施の前提

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会の形成についての基本原則の一つとして、原材料、製品等が廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならないことを定めている。

この趣旨を踏まえ、整備計画に基づく廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっても、まず第一に廃棄物等の排出抑制に努め、廃棄物処理施設で処理される廃棄物の減量化を図ることが前提となる。

3 整備計画の活用とその意義

整備計画の策定に当たっては、案の作成に先立ち、国民の意見を反映するための措置を講じ、策定過程の透明化に努めたところである。さらに、整備計画の実施過程において、国民及び地方公共団体との密接な連携を図ることとする。

今後の廃棄物処理施設の整備においては、成果の達成度を定期的に評価・分析して、事業・施策の在り方に反映していくことが必要である。整備計画は、この点からも積極的に活用されるべきものであり、整備計画の活用により、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）等に基づく毎年度の政策評価の実施等を確実に行うものとする。

整備計画の実施過程において、このような点に配慮し、循環型社会の形成に資する廃棄物処理施設の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。

なお、整備計画の実施に当たっては、社会経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

第1章 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

1 事業評価の厳格な実施

10億円以上の費用を要することが見込まれる個別の廃棄物処理施設整備事業について、新規事業の採択時に、その必要性、効率性及び有効性の観点から費用対効果分析を実施すること等により、事前評価を行う。

あわせて、事前評価を行う事業及びこれと同規模の事業について、事業

完了後の事後評価を行い、その結果を改善措置、廃棄物処理施設整備事業の計画・調査の在り方、事業評価手法の見直し等に反映する。

2 技術開発等を通じたコストの縮減

技術開発の推進とその成果の活用を図るなど、コストの観点から廃棄物処理施設整備事業の全てのプロセスを見直すほか、国の直轄事業等におけるコスト縮減の取組を踏まえ、コスト構造改革を推進する。

廃棄物処理の広域化、複数の処理施設の集約化、既設の焼却施設の連続運転化、近隣施設との相互協力体制の構築等を進めることにより、新たに整備する廃棄物処理施設の規模の適正化を図り、コストを縮減する。

3 地域住民等の理解と協力の確保

廃棄物処理施設の整備に当たり地域住民等の理解と協力が得られるよう、生活環境影響調査や住民等の意見聴取など廃棄物処理法又は環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく手続を的確に実施する。

4 事業相互間の連携の確保

廃棄物処理施設整備事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画など他の公共事業計画に位置づけられた事業とも密接に連携することにより、コスト縮減や工期の短縮など、相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

5 既存の廃棄物処理施設の有効活用、ソフト施策との組合せ

既存の一般廃棄物の最終処分場について、過去に埋立処分された廃棄物の掘削及び減量化を行うことにより、新たな埋立処分容量を確保するなど、既存の廃棄物処理施設の有効活用を推進する。

ハード施策である廃棄物処理施設の整備と、ソフト施策である廃棄物の排出抑制、再生利用の取組との関連をさらに強化することにより、循環型社会の構築を目指した効果的かつ効率的な廃棄物施策を国として重点的に展開する。

6 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法に基づく適正化指針の趣旨を徹底し、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を推進する。

廃棄物処理施設の整備に係る経験、技術力、情報の蓄積等が必ずしも十分ではない市町村があることから、入札・契約に係る情報等を整理・解析して地方公共団体等に提示するとともに、入札・契約制度の適切な実施を促す。

地方公共団体等に対し、廃棄物処理施設整備に係る工事関係文書等の標準化・電子化、電子調達システムの導入等の実施を促す。

7 民間資金・能力の活用

効果的かつ効率的に廃棄物処理施設を整備・管理し、質の高い廃棄物処

理サービスを提供するため、廃棄物処理施設の整備について、PFIなど民間の資金や能力を活用する方式の導入を積極的に推進する。

第2章 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

整備計画の計画期間中の廃棄物処理施設の整備については、次のとおり重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。

全体目標：廃棄物等の適正な循環的利用や処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図る。

注) 表中のごみ及び一般廃棄物最終処分場に係る指標値は、基本方針に定める廃棄物の減量化の目標量を踏まえ、一般廃棄物の排出量を平成 9 年度に対し平成 22 年度に約 5 %削減することを前提に設定したものである。

目標及び指標	事業の概要
<p>ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。</p>	<p>循環型社会の構築を目指し、環境への負荷の低減に留意しつつ、ごみの適正な循環的利用を推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）に基づく施策等を適切に展開することができるよう、ごみの種類に応じた分別収集体制の構築を図るためのストックヤード、リサイクルプラザ等のリサイクル施設について、地域の特性を活かした適切な整備を推進する。</p>
<p>ごみのリサイクル率 16%（H14） 21%（H19）</p>	

<p>ごみ減量処理率</p> <p>95% (H14)</p> <p>97% (H19)</p> <p>一般廃棄物最終処分場の残余年数</p> <p>平成14年度の水準 (14年分)を維持する。</p>	<p>循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物と産業廃棄物をあわせて最終処分量を平成22年度に約28百万トンとする目標が掲げられていることを踏まえ、ごみのリサイクルに必要な施設や焼却施設、熔融施設等の減量化施設について、地域の特性を活かした適切な整備を推進する。</p> <p>ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等により一般廃棄物の最終処分場の整備を推進する。</p>
<p>焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進する。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について可能な限りごみ発電を行うため、その導入を積極的に推進する。</p>

<p>くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入を全廃し、衛生的な陸上処理を実施する。</p> <p>し尿の衛生処理率</p> <p>96% (H14)</p> <p>概ね100% (H19)</p>	<p>平成19年2月にし尿等の海洋投入が全面的に禁止されることを背景に陸上処理量の増加が見込まれるくみ取りし尿及び浄化槽汚泥について、浄化槽、下水道、集落排水施設等の整備状況を勘案し、その衛生的な処理を確保しつつ、リサイクルも併せて行うため、汚泥再生処理センター等のし尿処理施設の適切な整備を推進する。</p>
<p>し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。</p> <p>汚水処理人口普及率</p> <p>76% (H14)</p> <p>86% (H19)</p> <p>うち、浄化槽処理人口普及率</p> <p>8% (H14)</p> <p>11% (H19)</p>	<p>効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、浄化槽、下水道、集落排水施設等の整備を連携して実施する。</p> <p>このうち、浄化槽の整備については、市町村が主体となって設置・維</p>

		<p>持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進を図る。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽の普及を図る。</p>
<p>産業廃棄物の適正な処理を推進する。</p>		<p>最終処分場等の新たな確保が極めて困難な状況にかんがみ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。</p>
<p>負の遺産であるPCB廃棄物の処理を推進する。 (注:平成28年7月までに完了。)</p>		<p>環境事業団(平成16年4月からは日本環境安全事業株式会社)により、広域的な処理の拠点となるPCB廃棄物処理施設を整備し、高圧トランス等を始めとするPCB廃棄物の全国的な処理体制を構築する。</p>